

## ○北栄町竹粉碎機貸出要綱

令和3年4月1日  
北栄町告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の竹林整備及び森林環境の保全を図ることを目的に、北栄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成17年北栄町条例第58号)第7条の規定に基づき、町が管理する竹粉碎機(以下「竹粉碎機」という。)の無償貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出)

第2条 竹粉碎機の貸出しを受けることができる者は、町内の自治会とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が適当と認める者は竹粉碎機を借り受けることができる。
- 3 竹粉碎機の運搬及び稼働に要する一切の費用は竹粉碎機の貸出しを受けた者(以下「使用者」という。)が負担する。

(申請)

第3条 竹粉碎機の貸出しを希望する者(以下「申請者」という。)は、貸出日の前日までに竹粉碎機借用申請書兼誓約書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で速やかに貸出しの可否を決定しなければならない。

- 2 町長は、竹粉碎機の貸出しが適当でないとき、竹粉碎機貸出却下通知書(様式第2号)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 竹粉碎機の貸出期間は、7日以内とする。ただし、貸出日及び返却日は北栄町の休日を定める条例(平成17年北栄町条例第2号)第1条に定める町の休日を除く日とする。

(目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、その目的以外にこれを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 竹粉碎機の管理及び使用については、提示される取扱説明書を確認し、

それを遵守すること。

- (2) 竹粉碎機の運搬及び稼働に要する一切の費用は、使用者の負担とすること。
- (3) 営利目的の使用をしないこと。
- (4) 近隣への騒音及びごみの散乱に十分配慮すること。
- (5) 竹粉碎機の処理能力を超えて使用しないこと。
- (6) 粉碎機に異常がある場合は、町に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 町内の竹林の竹のみに使用すること。

(竹粉碎機の返却)

第8条 使用者は、竹粉碎機の使用が終了したときは、竹粉碎機の清掃及び点検を行い、燃料を補充した後、速やかに返却するものとする。

- 2 前項の返却の際には、竹粉碎機使用報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 町長は、使用者がこの要綱に定める事項に違反したとき、又は天災や悪天等により貸出しすべきでないと判断したときは、貸出しの決定を取消することができる。

(事故等の届出)

第10条 使用者は、事故が発生し、竹粉碎機を毀損若しくは亡失又は自己若しくは第三者に損害を与えたときは、直ちに竹粉碎機使用事故報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(賠償責任)

第11条 使用者の責めに帰すべき事由により、竹粉碎機を毀損又は亡失させたときは、使用者の責任においてこれを修理しなければならない。

- 2 使用者の責めに帰すべき事由により、自己又は第三者に損害を生じさせたときは、使用者の責任においてこれを補償しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

竹粉碎機借用申請書兼誓約書

年 月 日

北栄町長 様

(申請者)自治会名

代表者住所

代表者氏名

※本人が自筆しない場合は記名押印してください。

電話番号

竹粉碎機を借用したいので、北栄町竹粉碎機貸出要綱第3条の規定により申請します。  
なお、この申請書により竹粉碎機を借用したときは、貸出条件を遵守するとともに誓約事項  
について自らの責任で誠実に対処することを誓約いたします。

記

借用期間	年 月 日( )~ 年 月 日( )
使用場所	北栄町
保管場所	北栄町
現場責任者	住所
	氏名 電話番号
誓約事項	(1)竹粉碎機の使用及び管理について善良な使用者の注意義務をもって適正に行います。 (2)事故等で竹粉碎機を毀損又は亡失及び第三者に損害を与えた場合は、誠意を持って対処します。 (3)その他北栄町には一切の迷惑をかけません。
備考	

添付書類：使用場所及び保管場所位置図

(裏面)

#### 竹粉碎機貸出条件

- 1 北栄町竹粉碎機貸出要綱や他の法令に違反することのないように使用すること。
- 2 竹粉碎機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、使用者において損害保険に加入するよう努めること。
- 4 竹粉碎機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮して使用すること。また、動作音や粉碎物等による周辺環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情が無いようにすること。
- 5 竹粉碎機は操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うこと。
- 6 竹粉碎機を使用する際は、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、返却時には竹粉碎機使用報告書(様式第3号)を提出すること。
- 7 竹粉碎機に故障等異常が認められたとき、又は毀損や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、町へ報告して指示を受けること。
- 8 竹粉碎機を毀損し、又は亡失したときは、原状に復し、又は賠償すること。
- 9 竹粉碎機の使用により発生した、使用者及び他者やそれらの財産に対する損害については使用者の責任とし、使用者が損害を賠償すること。
- 10 竹粉碎機で竹以外のものを粉碎しないこと。また、竹に付着している土石等を除去してから処理すること。
- 11 竹は規定の直径以下のものを1本ずつ挿入すること。
- 12 雨の日の使用は、粉碎した竹がスクリーンに詰まりやすくなるため、いつも以上にきちんと排出されているか確認しながら使用すること。
- 13 竹粉碎機を走行させる際は、極力平坦地を走行し、傾斜や障害物がある場合は無理な走行をさせないこと。
- 14 車への積み込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で竹粉碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 15 竹粉碎機の運搬又は粉碎機の使用に要する燃料費等の費用は、使用者が負担すること。なお、返却の際は、燃料を満タンにすること。
- 16 竹粉碎機を返却する際は、町の立会いの上指定する場所に返却すること。

様式第2号(第4条関係)

竹粉碎機貸出却下通知書

受 号  
年 月 日

(申請者) 様

北栄町長 印

年 月 日付けで申請のあった竹粉碎機の借用申出について、下記のとおり貸出しを却下したので、北栄町竹粉碎機貸出要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

却下理由

様式第3号(第8条関係)

竹粉碎機使用報告書

年 月 日

北栄町長 様

(申請者)自治会名

代表者住所

代表者氏名

※本人が自筆しない場合は記名押印してください。

電話番号

竹粉碎機を次のとおり使用したので報告します。

借用期間	年 月 日( )~ 年 月 日( )		
使用日数	日間		
アワーメーター	使用前		使用后
使用場所	北栄町		
事故発生状況	有 ・ 無		
竹チップ 活用状況	なし・燃料・堆肥・土壌改良材・敷料・防草材・その他( )		
その他報告事項			
機械点検項目 (※町の確認欄)	点検箇所	点検内容	確認欄
	動力装置	正常に作動する	良 ・ 否
	粉碎装置	正常に作動する	良 ・ 否
	走行装置	正常に作動する	良 ・ 否
	本体外観	傷や変形の有無	無 ・ 有
	燃料	補充状況	済 ・ 未
	清掃	清掃状況	済 ・ 未
	返却確認日	年 月 日( )	

様式第 4 号(第 10 条関係)

竹粉碎機使用事故報告書

年 月 日

北栄町長 様

(申請者)自治会名

代表者住所

代表者氏名

※本人が自筆しない場合は記名押印してください。

電話番号

竹粉碎機の使用中に事故が発生したため、北栄町竹粉碎機貸出要綱第 10 条の規定により次のとおり報告します。

事故発生日	年 月 日( ) 時 分 (天候: )	
事故発生場所	北栄町	
事故発生時の 操作者	住所	
	氏名	電話番号
事故の種類	転覆・転落・火災・衝突(接触)・死傷・その他( )	
被害の程度	人的	死亡 人、重傷 人、軽傷 人
	粉碎機	
事故の原因		
事故発生時の 状況		
事故発生時の 措置		

添付書類：事故発生場所位置図、現場状況・毀損箇所の分かる写真